

## 別記 第● 温室効果ガス

## 1 環境影響評価の対象

## (1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量及びその削減の程度を対象とする。

なお、対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定する温室効果ガスとし、事業者による管理、抑制等の措置が可能な範囲において排出されるものとする。したがって、例えば事業者の管理する火力発電施設、焼却施設から排出される二酸化炭素は対象となるが、道路の建設事業において道路の供用に伴う自動車交通から排出される二酸化炭素は対象とならない。

ただし、対象をサプライチェーン排出量全般に広げることができる。

## (2) 項目選定する対象事業の考え方

国及び横浜市が掲げる2050年カーボンニュートラルに向けて、原則として温室効果ガスを環境影響評価項目として選定する。

## 2 調査

## (1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

## ア 温室効果ガス及びエネルギーの状況

## (ア) 温室効果ガスに係る原単位の把握

温室効果ガスのうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な物質を選択し、温室効果ガスの排出量及びエネルギー使用量に係る原単位を把握する。

## (イ) 地域内のエネルギー資源の状況

地域冷暖房事業及び未利用のエネルギー等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等を把握する。

## (ウ) 排出削減対策

対象事業と同種又は類似の事業を対象に、次の事項を把握する。

- a 温室効果ガスの排出を削減するための対策の内容及びその効果等  
再生可能エネルギー等の利用を含む。
- b エネルギーの使用量を削減するための対策の内容及びその効果等

## イ 関係法令、計画等

## (ア) 環境基本法

## (イ) 地球温暖化対策の推進に関する法律

## (ウ) 地球温暖化対策計画

## (エ) 横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例

## (オ) 横浜市地球温暖化対策実行計画

- (カ) 横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）
- (キ) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- (ク) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- (ケ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
- (コ) 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例
- (ク) 横浜市生活環境の保全等に関する条例
- (シ) その他必要な法令、計画等

ウ その他の必要事項

別表 1 の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し、把握する。

- (ア) 温室効果ガスを使用する既存の設備機器等の状況
- (イ) その他予測及び評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 温室効果ガス及びエネルギーの状況

(ア) 調査地域

特に設定しない。ただし、地域内のエネルギー資源の状況については、対象事業実施区域及びその周辺とする。

(イ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理とし、必要に応じて専門家及び関係機関へのヒアリング等を行う。

イ 関係法令、計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

(ア) 調査地域

原則として「ア 温室効果ガス及びエネルギーの状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理とし、必要に応じて専門家及び関係機関へのヒアリング等を行う。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、国及び横浜市が掲げる 2050 年カーボンニュートラルをはじめ、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 温室効果ガスの排出を最小限にとどめる水準
- (2) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

対象事業の実施に伴うエネルギーの使用量及び温室効果ガスの排出量並びにそれらの削減の程度とする。

ただし、バイオマス燃料についてはエネルギーの使用量に計上するが、バイオマス燃料の燃焼に伴い発生する二酸化炭素は、バイオマスが元々大気中にあった二酸化炭素を固定したものであるという考え方から温室効果ガスの排出量には計上しない。

(2) 予測方法等

ア 予測地域

対象事業実施区域とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

原則として工事期間全体とする。

(4) 存在・供用時

原則として対象事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

- a 温室効果ガスを排出する施設の種類、規模、能力、排出方法  
温室効果ガスの物質ごとに整理する。
- b 使用するエネルギーの種類、使用量
- c 稼働時間
- d エネルギーの有効利用及び省エネルギーに係る削減対策並びにそれらの効果
- e 再生可能エネルギー等の利用に係る削減対策及びその効果
- f その他必要な事項

(4) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、対象事業の内容及び調査で把握した内容を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを組み合わせて選択する。

なお、温室効果ガスの排出量の算定にあたっては、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条に規定する地球温暖化係数を用いるものとし、国等のマニュアルを参考に行う。また、削減の程度の予測にあたっては、対策を講じた場合と講じない場合に分けたうえで整理するものとする。

- a 温室効果ガスの排出量及びエネルギーの使用量の原単位並びにそれらの削減対策を基に算出する方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

(3) 予測結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

なお、事業計画において設備機器の更新、改造等を行う場合は、現況の温室効果ガスの排出量との対比を行い、その変化量についても整理する。

5 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

- ア 低炭素型建設機械の使用に関する措置
- イ 軽油代替燃料の使用に関する措置
- ウ 工事用車両の選定・運行に関する措置
- エ その他適切な措置

(2) 存在・供用時

- ア 再生可能エネルギー等の利用に関する措置  
太陽光発電設備の導入等
- イ エネルギーの有効利用に関する措置  
工場等における排熱利用、コージェネレーションシステムの導入等
- ウ 設備機器等の省エネルギーに関する措置  
高効率設備機器の利用、エネルギー管理システムの導入等
- エ 建築物の熱負荷の低減に関する措置  
建築物の断熱、日射遮蔽等
- オ 次世代自動車の使用に関する措置
- カ 設備機器の維持管理、更新に関する措置
- キ その他適切な措置

6 評価

原則として、数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより評価する。  
また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているかについて考察する。

7 事後調査

(1) 調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法等

- ア 調査頻度  
予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。
- イ 調査時期  
原則として予測時期とする。
- ウ 調査地域

原則として予測地域とする。

エ 調査方法

原則として関連資料の整理とする。